

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26870138

研究課題名(和文) 近世後期日本における身分制度と農本主義バイアス

研究課題名(英文) The Class System and Agrarianism Bias in 18-19th Century Japan

研究代表者

戸石 七生 (TOISHI, Nanami)

東京大学・大学院農学生命科学研究科・講師

研究者番号：20622765

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、関東を中心的なフィールドとし、農本主義的身分制度が日本の農村社会をいかに規定したかを解明することを目的とする。収集した資料を分析した結果、関東農村では関西と異なり、多くの場合職人は「みなし穀物生産者」である百姓身分のまま非農業部門に従事したことが判明した。ただし、穢れに携わる僧・非人等は制度上明示的に百姓から区別された。農村住民と農業従事者を制度上分離しない近世の経験は、近代以降の農協組合運動と農村共同体の關係に大きな影響を及ぼした。また、日本と西インドの比較の視点から、穀物生産至上主義に基づく社会的分業が村落社会の構造の形成に果たした役割を明らかにし、国内外で高い評価を得た。

研究成果の概要(英文)：The objective of this research is to explore how "agrarianism" of the class system in pre-modern times determined social structure of Japanese rural society, by analysis of historical materials from rural area of Eastern Japan. Results of material collection analysis are as follows: Unlike Western Japan, in Eastern Japan most non-agricultural worker like craft workers were registered as "hyakusho" (farmer) class and defined grain producer institutionally. But Buddhist priests and "hinin"s were distinguished from "hyakusho" class obviously, because they were considered as "dirty" people. The experience that farmer and rural inhabitants had been confused in pre-modern Japan influenced the relationship between Japan Agricultural Cooperatives and rural community in modern Japan. Additionally, this research includes comparative study of Japan and India and was well received by domestic and foreign scholars.

研究分野：農業史

キーワード：百姓 身分制度 穀物生産 農本主義 日印比較 百姓株式 ワタン体制 ミクロ経済学

1. 研究開始当初の背景

工業化以前の日本では、稲作の比較優位が、極度に地税に偏った石高制という課税体系の原因となり、「農耕専一」を公権力によって義務付けられた身分集団である「百姓」が基幹的納税者であり続けた。その結果、公権力は百姓の保護を義務付けられた(渡辺2010)。ただし、百姓自身が地域行政を公権力より一手に請負い、行政組織としての村を運営したため、比較的裕福な百姓が比較的貧窮した百姓を保護する義務を負った(渡辺2010)。その一方で、百姓身分は他の職を生業とする他の身分集団に対しては優越的な立場にあり(原田2003)、時には公権力にさえ生産階級である「御百姓」としての地位を百姓一揆を通じて誇示するに至った(白川部1999)。これが現代まで日本社会を規定する農本主義的バイアスである。ただし、農業に従事しているだけでは百姓身分は得られない(斎藤・大石1995)。百姓身分を取得するには、百姓株式を取得する必要がある。近世日本においては身分は株式化し、百姓株式も売買の対象になる場合もあった(白川部1999)。換言すれば、百姓として公儀の文書に登録されていれば、実際には農業に従事する必要はなかった(原田2003、加藤2007、戸石2013)。研究代表者は、秦野市における幕末の養子縁組研究を通じ、養子縁組が百姓株式の譲渡・売買の手段となった事例があることを明らかにした(戸石2012)。ただし、百姓株式の譲渡・売買の手段として養子縁組が利用された歴史的背景は不明であり、そのような行為がどの程度一般的なのかも知られていない。他の身分集団における養子縁組を利用した株式の譲渡・売買については、八王子千人同心株の研究がある(吉岡2002)。本研究では、階級や階層ではなく、株式の体系として近世の身分制を分析し、百姓身分の特殊性と一般性を明らかにする。その際、契約理論を用い、村という行政組織を媒介に公権力と百姓身分にはいかなる関係が成立していたかについて経済学の観点から理論的な説明を試み、日本社会の構造における農本主義的バイアスの発生と存続を可能にした歴史的背景を明らかにする。その際、大相撲の年寄株について契約理論を用いて分析した中島の研究が参考となる(中島2008)

2. 研究の目的

この研究の目的は、関東の二つの農村を対象に、近世後期の非都市地域における農本主義的身分制度がその後の日本社会をいかに規定したかを明らかにすることである。言い換えれば、政府に稲作と農家の保護を要求し、極端な場合は農業以外の生業を蔑視する日本の社会の構造を、前近代の地域社会の歴史的経験に遡及しつつ分析することを課題とする。

近世の百姓身分は単なる農民ではない。幕府によって「農耕専一」を義務付けられたため、極度に地税に依存した税制体系の中で納

税の基幹的担い手であった百姓は公権力による保護の対象となった。一方で、百姓身分は「村」という行政組織の運営を通じて地域行政の担い手となり、他の身分集団を統制した。さらに、農業を生業とすることは、近世の身分制度下では決して百姓身分の十分条件ではなかった。本研究は、前近代の関東農村において百姓とそうでないものの差を追求し、従来の研究史で無色透明の「民衆」や「庶民」とされてきた百姓身分の「特殊性」を浮き彫りにし、現代日本の農本主義的社会構造の起源を明らかにする。

<参考文献>

- 網野善彦『日本の歴史をよみなおす(全)』筑摩書房、2005
 加藤衛弘『近世山村史の研究』吉川弘文館、2007
 桑原恵「近世農民の「家」と家族」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』14、徳島大学大学院、ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部、2007
 斎藤洋一・大石慎三郎『身分制社会の真実』白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館、1999
 戸石七生「近世後期西川地域における生業の分析」『林業経済』66-3、2013
 戸石七生「前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策」『共済総合研究』64、2012
 戸石七生「幕末南関東の村落共同体と『抱』」『村落社会研究』26、2007
 内藤二郎『本百姓体制の研究』御茶の水書房、1968
 中島隆信『大相撲の経済学』筑摩書房、2008
 西海賢二『漂白と定住 御師の村』秦野市、1984
 長谷川善計「近世農民の家と百姓株」『在野史論』3、1993
 原田信男『江戸の食生活』岩波書店、2003
 ヘルマン・オームス『徳川ピレツジ』ペリカン社、2008
 渡辺尚志『村から見た近世』校倉書房、2010
 吉田伸之『身分的周縁を考える』吉川弘文館、2008
 吉岡孝『八王子千人同心』同成社、2002

3. 研究の方法

本研究では、3つの視点から百姓株式を分析する必要がある。百姓身分、非百姓身分、そして両者の関係に基づいた村落構造である。調査・分析の工程は、大きく地域単位研究と地域間の比較研究に分割される。上記の視点に基づき、地区の単独研究と地区間の比較研究に、論点をそれぞれ設定する。平成27年・26年度は地区単位研究に集中し、それぞれの村における社会的秩序の農本主義性格を明らかにする。最終年度は主に比較分析を上記の3つの論点に基づいて行い、近世の身分制度における農本主義的性格を明らかにする。それぞれの過程で研究者や地域

住民に対して口頭報告・論文投稿による研究発表を行い、意見を求めて分析の精度を高める。

4. 研究成果

本研究では、関東の農村を中心に、近世後期の非都市地域における農本主義的身分制度がその後の日本社会をいかに規定したかを分析した。

その結果、明らかになったのは下記の7点である。1)村は農業生産者の組織であった。メンバーシップに宅地(「ムラ」)・耕地(「ノラ」)・コモンズ用益権(「ヤマ」)のセットが附随したものが百姓株式と呼ばれ、所有者が死亡や移動でいなくなった場合、親戚にその管理が委ねられたが、適当な管理者がいない場合、村が管理して相続人を探し、最後の百姓株式所有者の養子とした。2)寺僧や番非人など、百姓以外の身分も村の必要不可欠な構成員であった。3)近世の百姓身分は単なる農民ではなく、兼業農家が多かった。4)百姓身分の者は、都市に住んで手工業者として生計を立てていても、政策的に穀物生産に従事することを奨励されることがあった。5)職人・寺僧・番非人などの非農業身分は村を超えたネットワークを地域社会において形成していた。6)株式は百姓だけではなく、職人の集団においても存在した。7)株式に付随する義務・権利を保証においては、身分集団や地域社会や株式所有者当人だけではなく、国家権力も一定の役割を果たした。

このように、農村住民と農業従事者を制度上分離しない近世の経験は、近代以降の農協組合運動と農村共同体の関係に大きな影響を及ぼした。

本研究では、さらに国際比較を行い、上記のような村や地域社会の農本主義的社会分業に基づく分業は近世西インドにも存在し、それは株式に類似したシステム(ワタン体制)によって支えられていたことが、先行研究やインド史研究者との交流から判明した。農本主義的身分制度や百姓株式のようなシステムは決して特殊日本の現象ではない。

よって、村や家のような制度は、今後ミクロ経済学のような新しい手法の導入によって、さらなる成果の期待できる研究対象であることも本研究において確認され、従来の研究になかった新たな論点が発見された。本研究の詳細は、戸石七生「戸石七生「日印の伝統農村の共済機能 地域社会における社会的分業の比較的研究」(『共済総合研究』70号、2015)『むらと家を守った江戸時代の人びと』(農山漁村文化協会、2017)にまとめられている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

戸石七生、近世日印農村社会比較研究試論、査読有、マハーラーシュトラ、近刊

戸石七生、自治村落論の通史的検討：近代初期農民諸団体の範囲と農本主義的社会的分業、審査有、農業経済研究 89(4)、2018、pp.277-290

戸石七生、日本における小農の成立過程と近世村落の共済機能：「自治村落論」における小農像批判、共済総合研究、査読無、76号、2018、pp.46-61、https://www.jkri.or.jp/PDF/2017/sogo_76_toishi.pdf

戸石七生、日本の伝統農村における社会福祉制度 江戸時代を中心に、共済総合研究、査読無、74号、2017、pp.38-51、https://www.jkri.or.jp/PDF/2016/sogo_74_toishi.pdf

戸石七生、近世日本の家・村・百姓株式 相模国大住郡横野村における家数の固定について、比較家族史研究、査読有、30号、2016、pp.2-28

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsafh/30/0/30_124/_pdf/-char/ja

戸石七生、日本伝統農村の共済と村・五人組・百姓株式 近世農村の「潰百姓」対策、共済総合研究、査読無、72号、2016、pp.52-75、

https://www.jkri.or.jp/PDF/2015/sogo_72_toishi.pdf

戸石七生、新興武家地と近代 飯野町熊谷家文書の分析を中心に、佐倉市史研究、査読無、28号、2015、pp.37-56

戸石七生、日印の伝統農村の共済機能 地域社会における社会的分業の比較的研究、共済総合研究、査読無、70号、2015、pp.41-73、

https://www.jkri.or.jp/PDF/2015/sogo_70_toishi.pdf

[学会発表](計7件)

A Question of Agricultural Economist, Multidisciplinary Communication 1: Food and Environmental History, The Forth Conference of East Asian Environmental History, 27 October 2017, Nanami Toishi, Nankai University, Tianjin, China. (招待講演)

History of Beef Eater and Dog Eater: a Comparative Study of Environment, Food and Agriculture in India and Japan, The Forth Conference of East Asian Environmental History, 28 October 2017, Nanami Toishi, Nankai University, Tianjin, China.

「趣旨解題」(シンポジウム「村と請負の500年史 プレ村時代からポスト村時代まで」日本農業史学会 2017年度研究報告会、2017年3月27日、於千葉大学園芸学部

Local Disputes, Administrative Authorities and Water Control in Japan

1600-2000; an Empirical Study of Farmer Communities in Kaga Plain, The Third Conference of East Asian Environmental History, 25 October 2015, Nanami Toishi / Mitsuyoshi Ando, Kagawa University, Takamatsu, Japan.

戸石七生「関東における家の成立過程と村地縁的・職業的身分共同体と家」(シンポジウム「家と共同性」第1部「家社会の成立史」)比較家族史学会第57回研究大会、2015年6月20日、於札幌大学

戸石七生「近世近代移行期南関東における百姓遺跡の管理と再興 村による世帯のライフサイクル管理システム」日本人口学会第66回大会、2014年6月15日、於明治大学駿河台キャンパス

戸石七生「近世後期南関東の村の再生産戦略と跡式管理 上名栗村古組町田家文書を素材として」社会経済史学会第83回全国大会、2014年5月24日、於同志社大学今出川キャンパス

〔図書〕(計2件)

戸石七生、農山漁村文化協会(農文協)、むらと家を守った江戸時代の人びと、2017

戸石七生 他、日本経済評論社、家と共同性(家族研究の最前線)、2016

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

戸石七生 (TOISHI, Nanami)

東京大学・大学院農学生命科学研究科・講師

研究者番号：20622765

(2) 研究分担者 ()

研究者番号：

(3) 連携研究者 ()

研究者番号：

(4) 研究協力者 ()